

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	2 . 3 . 2 6
宛 先	所 属 長	担 当 課	会 計 課

## 会合飲食費用に係る公費支出基準の策定について

### 1 趣旨

警察職員が飲食を伴う会合に出席するための費用について、公費の支出基準を定め、その適正な運用を確保することを通じて、県民の意見・要望や地域の情報を警察が行う施策に的確に反映させるとともに、積極的な情報発信を行い、効果的な警察活動を推進し、県民とともにある力強く温かい警察を実現することを目的とするもの。

### 2 基本的考え方

飲食を伴う会合への出席に係る公費の支出は、社会通念上、警察として業務運営上相手方との円滑な意思疎通、信頼関係の維持増進を図る必要がある会合、警察業務を推進するため相手方との意見交換を通じて情報を収集し、助言を得る必要性が高い会合など、出席の必要性、合理性が認められるものに限り行うものとする。

また、公費の厳正な執行を図るため、出席の必要性、出席者の範囲等について事前確認を確実にを行い、必要最小限の執行に努めること。

### 3 会合飲食費用に係る公費支出区分

#### (1) 交際費

所属長等が警察行政運営のために必要な会合に出席し、公の交際をするための経費

#### (2) 食糧費

警察が主催又は共催する会合であって、職員が飲食することを公務遂行上必要であると認められる経費

### 4 交際費支出基準

#### (1) 対象職員

##### ア 特別職の職員

公安委員会の委員、留置施設視察委員会の委員、警察署協議会の委員

##### イ 所属長等

本部長、部長、首席監察官、運転免許本部長、課・所・隊長、警察学校長及び警察署長

##### ウ その他所属長が特に必要と認めた職員

所属長の代理として出席する職員、説明を行う担当者など、所属を代表する立場で出席する職員

ただし、会合の趣旨や参加者等を踏まえて、必要最小限の人数とすること。

#### (2) 対象となる会合

警察及び県以外が主催し警察に出席案内があり、公務として出席する会合

とする。

対象となる会合の例を、次のとおり示す。

ア 式典等儀礼的なもので、業務運営上相手方との友好、信頼関係の維持増進を図るために出席が必要な会合

イ 公務遂行上必要な、国の機関、地方自治体、公共的団体等の関係者との会合や、学界、経済界、スポーツ界、芸術文化関係等の有識者との意見交換

(3) 支出限度額

1人当たり6千円を原則とする。

ただし、限度額を超えて支出する必要がある場合は、別に定める事前協議を行うこととする。

## 5 食糧費支出基準

(1) 対象職員

4(1)に同じ。

ただし、「その他所属長が特に必要と認めた職員」には、会合運営のための必要最小限の職員を含む。

(2) 対象となる会合

警察が主催又は共催する会合であって、参集者の範囲、会合の内容等から判断して、所属長が公費負担を必要と認める会合とする。

なお、参加者が警察職員のみでの会合（例：県下警察署長会議など）は、公費負担の対象外であることとする。

対象となる会合の例を、次のとおり示す。

ア 式典等儀礼的なもので、社会通念上招待客をもてなす必要性が高い会合

イ 警察業務を推進するために特に必要性が認められる有識者等との意見交換  
なお、この場合、

(ア) 公務員との会合は相手方から実費を徴すること。

(イ) 会合開催の趣旨や参加者等を踏まえ、飲食を伴わない会合の開催に努めること。

(3) 支出上限目安額

参加者をもてなすのに必要な額とし、上限は1人当たり6千円を目安とする。

## 6 執行状況の公表

本基準により、交際費及び食糧費を支出した所属は、別に定める様式により長野県警察ホームページで公表することとする。

なお、食糧費の執行に関して、真にやむを得ない事由がある場合は、その他の項目の全部又は一部を非公表とすることができる。

## 7 運用開始日

令和2年4月1日